

平成30年第1回竹原市議会定例会議事日程 第2号

平成30年2月26日(月) 午前10時開議

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第17号 竹原市郷土産業振興館設置及び管理条例案
- 日程第 2 議案第20号 竹原市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例案
- 日程第 3 議案第22号 市立竹原書院図書館設置条例及び竹原市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 日程第 4 議案第23号 竹原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5 議案第27号 竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 6 議案第28号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第29号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第31号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第34号 竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第40号 平成29年度竹原市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第42号 平成29年度竹原市貸付資金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第15号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第13 議案第16号 字の区域の変更について
- 日程第14 議案第18号 竹原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案
- 日程第15 議案第19号 竹原市遺児福祉年金条例を廃止する条例案
- 日程第16 議案第21号 竹原市隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 日程第17 議案第24号 竹原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第18 議案第25号 竹原市児童館条例の一部を改正する条例案
- 日程第19 議案第26号 竹原福祉会館設置及び管理条例を廃止する条例案
- 日程第20 議案第30号 竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第21 議案第32号 竹原市重度障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案

- 日程第 2 2 議案第 3 3 号 竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 3 議案第 3 5 号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 4 議案第 3 6 号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 5 議案第 3 7 号 竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 6 議案第 3 8 号 竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 2 7 議案第 3 9 号 竹原市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 8 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 9 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 0 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 1 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成30年2月26日開議

(平成30年2月26日)

議席順	氏 名	出 欠
1	今 田 佳 男	出 席
2	竹 橋 和 彦	出 席
3	山 元 経 穂	出 席
4	高 重 洋 介	出 席
5	堀 越 賢 二	出 席
6	川 本 円	出 席
7	井 上 美 津 子	出 席
8	大 川 弘 雄	出 席
9	道 法 知 江	出 席
10	宮 原 忠 行	出 席
11	北 元 豊	出 席
12	宇 野 武 則	欠 席
13	松 本 進	出 席
14	脇 本 茂 紀	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前9時55分 開議

議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第2号を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

日程第1～日程第11

議長（道法知江君） 日程第1，議案第17号竹原市郷土産業振興館設置及び管理条例案から日程第11，議案第42号平成29年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）までの11件を一括議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

3番山元経穂総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会委員長（山元経穂君） 委員会審査報告書。

総務文教常任委員長山元経穂。

去る2月22日、当委員会に付託された議案第17号竹原市郷土産業振興館設置及び管理条例案、議案第20号竹原市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例案、議案第22号市立竹原書院図書館設置条例及び竹原市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例案、議案第23号竹原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第27号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、議案第28号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第29号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、議案第31号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、議案第34号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案、議案第40号平成29年度竹原市一般会計補正予算（第5号）、議案第42号平成29年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）、以上11事件について個別審査、それに伴う総括質疑により慎重審議を行いました。その中で市長出席のもと行われた総括質疑では、質疑順に議案第34号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案、同第17号竹原市郷土産業振興館設置及び管理条例案、同第22号市立竹原書院図書館設置条例及び竹原市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の一部を改

正する条例案について委員から種々質疑がありました。

まず、議案第34号については、企画振興部内に新設される公共施設整備調整課について配属される職員に過度に重責を担わすことにならないか、また将来的な課のあり方や組織改正に関連した人材育成について質疑がなされました。これらに対して、市長をはじめとする理事者の答弁において、継続して全庁的な取組を推進する中で職員のケアには十分留意すること。新設課は百年の計である本市の公共施設再編の事業において、今後の進展にも重要なものであること、ジョブローテ等で特に若い職員に経験を積ませ、人材育成を図ることなどの回答を得ました。

次に、同第17号と同第22号に対する質疑は密接に関連したものであり、現在本市にある文化、資源をいかに有効に使い、将来のまちづくりにどのように生かすのかというものでありました。これに対する答弁として、関係団体との連携や地域の要望または住民の声に広く耳を傾け、図書館並びに6次産業施設を住民ニーズに応えながら展開していくという回答でありました。

以上、総括質疑を終えた後、議案採決を行った結果、全ての議案に対して全会一致で原案可決したものであることを会議規則第110条の規定により報告いたします。

以上です。

議長（道法知江君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決いたします。

議案第17号竹原市郷土産業振興館設置及び管理条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号竹原市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号市立竹原書院図書館設置条例及び竹原市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号竹原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対

する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は議案第28号竹原市議会議員の期末手当を増額する条例案に反対します。

竹原市の地域経済は、いまだに元気に回復している状況ではないと考えます。この4月

から竹原市介護保険料の負担増額や年金保険料の負担増などによる可処分所得は依然として厳しい、苦しい状況であります。私は、市民の暮らしを考える時、議員報酬の増額は凍結すべきという政治判断が必要であると考えます。多くの市民の理解を得ることは困難と考えます。

以上で反対の理由といたします。

議長（道法知江君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は議案第29号市長、副市長、教育長等特別職の期末手当を増額する議案に反対をいたします。

反対理由は、議案第28号と同様といたします。

以上です。

議長（道法知江君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は議案第34号企画振興部に新設する公共施設整備調整課の事務分掌に反対をいたします。

私は、現行の事務分掌でも公共施設整備の事務は十分に遂行可能であると考えます。議案第34号は、企画振興部内に公共施設整備調整課を設置して、総務課の対外調整や財政課の総合調整及び庁舎整備、さらには都市整備課の都市再生整備計画の事務を所管させるというものです。しかし、財政課は市全体事業の中で公共施設整備を位置づける財政措置が必要であります。都市再生計画においても、市全体のまちづくりとの整合性を担保する中で公共施設整備を調整しなければバランスのとれたまちづくりはできないと考えます。

以上の理由で、私は議案第34号に反対をいたします。

議長（道法知江君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号平成29年度竹原市一般会計補正予算（第5号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号平成29年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12～日程第31

議長（道法知江君） 日程第12，議案第15号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてから日程第31，議案第45号平成29年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の20件を一括議題といたします。

本件は、民生都市建設常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長
の報告を求めます。

10番宮原忠行民生都市建設常任委員長。

民生都市建設常任委員会委員長（宮原忠行君） それでは、民生都市建設常任委員会審査
報告を行わせていただきます。

民生都市建設常任委員会に付託された事件は、議案第15号広島県後期高齢者医療広域
連合規約の変更について、議案第16号字の区域の変更について、議案第18号竹原市指
定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案、議案第19号竹
原市遺児福祉年金条例を廃止する条例案、議案第21号竹原市隣保館設置及び管理条例の
一部を改正する条例案、議案第24号竹原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例
案、議案第25号竹原市児童館条例の一部を改正する条例案、議案第26号竹原福祉会館
設置及び管理条例を廃止する条例案、議案第30号竹原市国民健康保険条例の一部を改正
する条例案、議案第32号竹原市重度障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案、議
案第33号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案、議案第35号竹原市
手数料条例の一部を改正する条例案、議案第36号竹原市介護保険条例の一部を改正する
条例案、議案第37号竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案、議案
第38号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定
める条例等の一部を改正する条例案、議案第39号竹原市都市公園及び公園施設の設置の
基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第41号平成29年度竹原市国民健康保
険特別会計補正予算（第2号）、議案第43号平成29年度竹原市公共下水道事業特別会
計補正予算（第1号）、議案第44号平成29年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第
3号）、議案第45号平成29年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の
計20議案であります。

去る2月23日午前9時より第1回の集中審査、午後1時30分より第2回の一括質

疑，討論を経て採決に至ったものであります。

議案第15号の広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更については，広島県後期高齢者医療広域連合の電算処理システムの機器更新に伴い，各市町に設置する端末機の更新が必要となることから当該経費の負担の公平化を図るため，各市町において設置する端末処理機の台数によりその経費を案分配付するために，広島県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求められたものであります。なお，本市において設置する端末処理機については，規約変更後においても現在の設置台数1台を維持するものであり，新たな負担増を招くものではなく，全会一致により原案のとおり可決されました。

議案第16号字の区域の変更については，田万里町中田万里地区圃場整備事業の施行により土地の区画に変更が生じたため，地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求められたものであり，全会一致で原案のとおり可決されました。

議案第18号竹原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案については，介護保険法の一部が改正されたことにより指定居宅介護支援等の事業等に関する事務が都道府県から市町村に権限移譲されたことに伴い，市町村条例において指定居宅介護支援事業及び基準該当居宅支援事業について指定の申請者に関する事項，基本方針，従業者の員数及び運営に関する基準等を定めることとされたため，議会の議決を求められたものであり，全会一致で原案のとおり可決されました。

議案第19号竹原市遺児福祉年金条例を廃止する条例案は，交通戦争と言われた昭和40年代，交通事故被害者の遺児等に関する国の施策が未整備であったことから，地方自治体が国に先駆けて制度化してきたものであります。国や県によるひとり親家庭等への支援策が充実してきた今日的状況を受けて，また県内の各市においても既に廃止されている実態に鑑み，竹原市においてもこの制度の歴史的役割は終わったとの判断並びに事務の整理統合の観点から提案されたものであり，慎重審議の結果，賛成多数により原案のとおり可決されました。

議案第21号竹原市隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例案については，竹原市勤労青少年ホームを廃止することに伴い，その一部を竹原市人権センターの所管事務とするため対象となる施設及びその使用料などを定めるものであり，全会一致をもって原案のとおり可決されました。

議案第24号竹原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案については，市庁舎な

ど公共施設再整備の一環として竹原市福祉事務所を本庁別館へ仮移転するものであり、全会一致で原案のとおり可決されました。

議案第25号竹原市児童館条例の一部を改正する条例案についても、市庁舎など公共施設再整備の一環として勤労青少年ホーム運動場へ仮移転するためのものであり、全会一致で原案のとおり可決されました。

議案第26号竹原福社会館設置及び管理条例を廃止する条例案についても、市庁舎など公共施設再整備の一環として竹原福社会館を廃止するものであり、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

議案第30号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、国民健康保険制度の財政基盤の安定化と持続可能なものとするために事業運営の県単位化による広域化が図られることに伴い、市の事務及び組織についてその位置づけを明確化するほか、必要な規定を整備するため提案されたものであり、慎重審議の結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

議案第32号竹原市重度障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案については、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、被保険者となるものの住所地特例が設けられたこと並びに所得税法の一部が改正されたことに伴い、引用条項並びに必要な字句の整理を行う形式的かつ事務的な処理に関するものであり、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

議案第33号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案についても、所得税法の一部改正による必要な字句の整理という形式的かつ事務的整理を行うものであり、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

議案第35号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案については、県から竹原市への権限移譲事務として砂利採取に係る審査手数料並びに指定居宅介護支援等の事業及び介護予防・日常生活支援総合事業者の指定等に係る審査手数料を定めるものであり、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

議案第36号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案については、竹原市介護保険事業計画に基づいて平成30年度から平成32年度までの保険料率を定めるとともに介護保険法の一部が改正されたことに伴い、質問検査権に係る罰則対象に第2号被保険者の配偶者、世帯主及び世帯員を加えることを条例に規定する必要があることから、慎重審議の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決されました。

議案第37号竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案については、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、被保険者となるものの住所地特例が設けられたことに伴い、必要な規定を整備するものであり形式的かつ事務的なものであることから、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

議案第38号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案についても、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、都道府県から市町村に権限移譲されたことに伴い、必要な規定を整備するという形式的かつ事務的処理を行うものであることから、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

議案第39号竹原市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例案については、民間事業者により公募対象公園施設を設ける場合で、条例で上乗せできる建築面積の割合を政令の基準に合わせて10%を限度とすること、並びに都市公園内に運動施設を設ける場合、条例で定めることとされる面積割合を政令の基準に合わせて当該都市公園の敷地面積の50%を限度とする規制緩和措置に係るものであり、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

議案第41号平成29年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、各種事業精算見込み等に伴う事務的かつ事務的な処理に関するものであり、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

議案第43号平成29年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、政府の平成29年度補正予算の成立に伴う国庫支出金2,000万円等を増額するとともに、人事異動及び給与改定等に伴う人件費の過不足の調整、入札減や事業内容の見直し等による事業量の調整に伴う減額を調整の上、2,836万4,000円を減額補正するものであり、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

議案第44号平成29年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第3号）についても、各種事業精算見込みに伴う事務的かつ事務的な処理に関するものであり、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

議案第45号平成29年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についても、各種事業精算見込みに伴う事務的かつ事務的な処理に関するものであり、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

民生都市建設常任委員会に付託された20議案については、議員の皆様方の絶大なる御協力と執行部の御努力により、かつてない効率的かつ円滑な委員会審議を進め、全議案を議了採決することができました。ここで改めて、委員長として委員の皆様方の御協力と執行部の御努力に対し厚く御礼を申し上げます。

また、委員会審議において提起され執行部においても確認された諸点については、今後閉会中審査において議論を深めてまいりたいと思いますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上をもって民生都市建設常任委員会委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（道法知江君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決いたします。

議案第15号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号字の区域の変更について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号竹原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号竹原市遺児福祉年金条例を廃止する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は議案第19号竹原市遺児福祉年金条例を廃止する条例案に反対をします。

竹原市の遺児福祉年金制度は昭和46年の設置以来、今日まで大切な役割を果たしてい

ると考えます。遺児福祉年金条例の設置目的は第1条に、この条例は父母のいない遺児が不運な境遇にめげず心身ともに健やかに育成されるために遺児福祉年金を支給し遺児の福祉の増進を図ることを目的とすると明確に定めています。支給額は、遺児1人につき年額3万1,200円とわずかなものであります。この制度の利用者が減っているとか、他の扶助施策が拡充されているとかを根拠に廃止することは、市民の理解を得ることはできないと考えます。議案第28号の議員の期末手当の増額が59万3,745円です。議案第29号の市長などの特別職の期末手当を増やす財源が24万350円であります。遺児福祉年金という大切な市の責務を放棄することは許されないと、私は考えます。

以上、議案第19号に強く反対したいと思います。

以上です。

議長（道法知江君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号竹原市隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号竹原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号竹原市児童館条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号竹原福社会館設置及び管理条例を廃止する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は議案第30号国民健康保険の財政運営を広島県に移管させる竹原市国民健康保険条例改正案に反対をします。

国民健康保険法第1条は、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると定め、第4条は、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない。同第5条は、市内に居住する市民を被保険者とするなど明確に規定しています。すなわち、政管健保や組合健保などの医療保険に入れない住民を対象にした社会保障制度として、憲法25条の生存権を保障する重要な柱の一つと考えるものです。

議案第30号は、国保の財政運営が竹原市から広島県へ移行させる内容です。このたび、単県化に伴う国保税は一定程度減額されておりますけれども、これは竹原市が3人家族の保険税試算で、広島県内2番目に高い国保税に値上げしてきた結果にすぎません。とりわけ重要なことは、単県化に伴い低所得者層に深刻な影響をもたらすと考えます。広島県の指導は国保税、均等割額を段階的に増額することにより、広島県の統一保険料に近づけるという激変緩和措置が示されています。2017年度と比べて2018年度の国保税では、激変緩和措置後の均等割額が1,213円の増額、率で2.68%増額です。ところが、標準保険税率の均等割額は3,482円の増額、率で7.7%の増であります。これでは、ここに近づけとなれば、所得が少ない層ほど過大な負担を押しつけられる仕組みとなっています。この広島県の指導は、竹原市の国保税条例を実質的に縛りかねない団体

自治の侵害と指摘せざるを得ません。新市長には、憲法25条の生存権を明確に守り、市民の医療権を脅かす事態に決して屈することはないように強く求めておきたいと思いません。

以上で私は議案第30号に反対をします。

議長（道法知江君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号竹原市重度障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は議案第36号竹原市介護保険条例改正案に反対します。

議案第36号は、竹原市介護保険事業計画に基づいて2018年度から2020年度までの介護保険料を定めておりますが、第1段階から第9段階までの全ての保険料が税率で3.9%増額をしております。今日、年金収入の減額や賃金の実質所得の低下など、市民の生活は大変厳しい状況があると考えます。私は、一般財源からの負担軽減を実施する施策が必要であり、とりわけ低所得者層には特別な対策を強く求めるものであります。介護

保険制度に対する国の財政措置の充実、介護報酬の増額、拡充は極めて重要であり、竹原市はあらゆる機会を通じて、国への働きかけを強化するように求めます。

竹原市第7期介護保険事業計画の施設サービスでは、待機者ゼロ、介護離職者ゼロを目指す、特養ホームの増床計画に改めること、要介護者、介護者の人権が守られる施策を強く求めます。

以上で議案第36号に反対をいたします。

議長（道法知江君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号竹原市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号平成29年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号平成29年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号平成29年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号平成29年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたします。

議事の都合により、2月27日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時52分 散会